

令和7年度 山形県地域型食品企業等連携促進事業 公募要領

1 事業目的

食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、県産農林水産物を活用した新たなビジネスの創出を推進するため、山形県地域型食品企業等連携促進事業（やまがた フード・プロジェクト。以下「YFP」という。）の地域コンソーシアムに参画する事業者による、県産農林水産物を活用した新商品や新サービス等の開発や販路開拓に係る取組を支援する。

2 補助事業者

YFP 地域コンソーシアム参画事業者である食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）であって、下記に掲げる要件を全て満たす者。

- （1）地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- （2）新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- （3）消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- （4）事業期間を3年から5年とする事業実施計画を作成すること。また、当該補助金の交付申請書の提出より前に、地域型食品企業等連携促進事業実施要領（令和7年3月31日6新食第2408号農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「国要領」という。）別記様式第2号による事業実施計画書を知事に提出すること。
- （5）交付要綱の規定による収益納付、事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- （6）補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

3 補助対象事業

（1）新商品等の開発

YFP において組成された、県産農林水産物を活用した新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等

なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものに開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。

【要件】新商品等の開発にあっては、次のアからウまでを満たすものであること。

ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであって、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。

イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。

ウ 開発した新商品等にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」を作成すること。

(2) 販路開拓の実施

(1) で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展

【要件1】販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

ア 展示会等のブース又は補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。

イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。

【要件2】販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

4 補助率・補助金額

○補助率：定額、1／2以内

※食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれる場合は定額。

○補助金額：100万円以内

5 補助対象経費

区分	補助対象経費
新商品等の開発	・新商品等企画・実証・開発費 (データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等)

販路開拓の実施	ア. 消費者評価会実施費 ・会場借料 ・資料印刷費 ・アンケート調査票印刷費 ・集計整理賃金等 イ. 販売促進展開費 ・出展料 ・出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。） ・商品紹介資料印刷費 ・展示品輸送費 ・インターネットを活用した試験販売費 ・消耗品費等
---------	--

6 補助事業実施期間等

（1）補助事業実施期間

補助金交付決定の日から令和8年2月27日（金）まで

※この期間内に発注・契約・納品・検収・支払を完了する必要があります。

※この期間内に上記が完了しない場合、補助金を受け取ることはできません。

（2）実績報告書提出期限

事業完了後20日以内、又は令和8年3月10日（火）のいずれか早い日まで

7 応募手続き

（1）応募受付期間

令和7年9月5日（金）から令和7年10月上中旬まで

※受付締切日は後日お知らせします。

（2）提出書類及び提出先

①提出書類

- ・事業実施計画書（国要領別記様式第2号）及び必要な添付書類
- ・事業の概要が分かる資料（任意様式）
- ・地域コンソーシアムの参画者である食料システムの各段階（生産、加工・製造、流通・販売等）のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して事業を実施する際の成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書（任意様式）
- ・提出書類確認書

②提出先

下記メールアドレス宛に電子メールで提出

山形県 農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 販路開拓・食ビジネス推進担当

メール：ynosansui@pref.yamagata.jp

③提出の際の留意点

応募にあたっては、YFP 事務局（（公益財団法人）流通経済研究所）の確認を受けた事業実施計画書をご提出ください。

（事前確認先）YFP 事務局：（公益財団法人）流通経済研究所

メール：info_desk@lfp-yamagata.jp

（事前確認提出期限）応募受付期間終了 5 営業日程度前まで（予定）

8 事業の採択

事業計画募集後、山形県が設置する審査委員会で審査、選定を行います。選定後は交付申請書等の必要書類を提出していただきますが、必要な手続きについては別途ご案内いたします。なお、提出いただいた事業実施計画書に補助対象経費として認められない経費があるなど、計画書の修正を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

採択された場合、計画の内容・成果等について公表及び YFP の専門部会等で報告を行っていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。